

仕 様 書

京都市建設局伏見土木みどり事務所
(担当：木谷、今井 075-611-5371)

件名	水路法面の小修繕
内容	1 業務の目的 本件は、水路法面が崩落し、水路閉塞しているため、水路内の堆積土を撤去し、土留柵を設置するものである。 2 履行期限 令和8年12月18日限り 3 履行場所 京都市伏見区久我本町 地内（別紙1参照） 4 業務内容（別紙2参照） ○水路内の土砂撤去 ※延長：約14.2m 幅：約0.6m ※上記延長等において、堆積土砂嵩が0.15mになるように既存の土砂を撤去すること ○土留柵の設置 ※土砂撤去後、官民境界に見え高0.5～0.7m程度の土留柵を設置すること ※上記高さは参考であり、今後の発注者との打ち合わせで多少の変更あり ※設置する柵は原則、木杭及び木矢板とし、土圧に耐えられる材料を使用し、防腐処理等を施すこと ※土留柵について、構造図を作成し、PDF データを提出すること ・作業に要する寸法計測費、諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。 ・事前に建設局伏見土木みどり事務所の監督職員と必要に応じて現地立会を行い、施工時期、施工範囲及び施工方法について、打ち合わせのうえ、業務にあたるものとする。特に、施工時期については、施工日の1週間前には地域に周知を予定しているため、監督職員と打ち合わせを行うこと。 ・作業に必要な機材については、受託者が自ら用意したものを用いること。 ・業務完了後、速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに提出すること。 5 支払条件 業務完了後、適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。 6 留意事項 ・作業の際は、実施現場内又はその隣接敷地若しくは付近道路の工作物に損傷がないよう十分注意すること。与えた損害については、受注者の責任にて対応すること。 ・作業中に撤去した土砂等については、伏見土木みどり事務所所管の置場（伏見区三

	栖町 4 丁目 858) まで運び、処分すること。 ・災害を未然に防ぐため、常に火気に細心の注意を払い、後始末等を自らの責任で徹底すること。 ・作業員には、清潔で安全な服装をさせ、受託者の職員であることを示すものを着用すること。 ・当該箇所近隣の関係者との間で問題が生じないように留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。 ・本業務は、公共性が高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。 ・作業中、近隣住民等からの要望や苦情、事故の発生等があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。事故が生じた際は受注者の責任で解決すること。 ・作業は平日の午前 9 時から午後 5 時の間に作業を行うこと。 ・作業実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。
--	--

箇所図

別紙 1

135.729137,34.949452

135.732159,34.949452



赤線：施工箇所

北向きに撮影

別紙 2

土砂撤去範囲

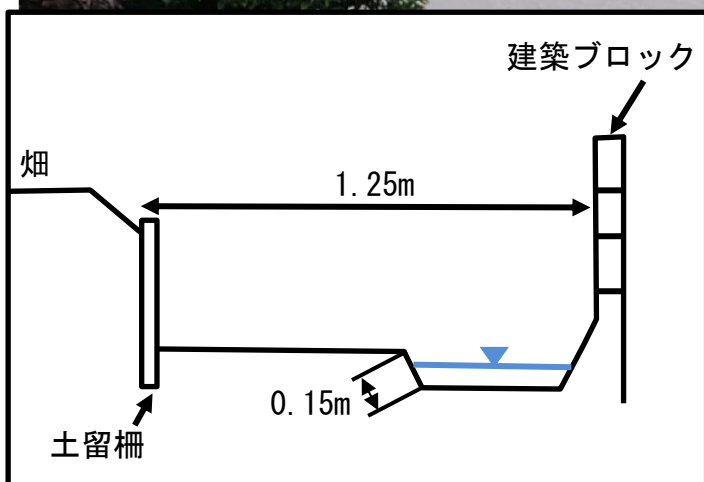


南向きに撮影

土砂撤去範囲



土留柵設置イメージ



土砂撤去の延長に柵を設置



土留柵イメージ

※本製品は擬木のため、イメージの目安。



出典：建設資材プロショップ建資 LOW

(<https://www.store.kenshi low.com/SHOP/MDK000029.html>)